

特定家畜伝染病を対象とした危機管理体制の再構築について

1. 特定家畜伝染病とは

- ・ 家畜伝染病のうち、国際連合食糧農業機関(FAO)等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易および食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義し、特に総合的に発生の予防およびまん延の防止のための措置を講ずる必要がある疾病。
- ・ 家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣がその防疫措置を実施するための指針を公表している7種類の疾病。(別紙)

2. 体制見直しの背景

- ・ 豚コレラが、平成30年9月、国内で26年ぶりに隣接の岐阜県で発生し、11月16日に2例目、12月5日に3例目、12月10日に4例目が確認。
- ・ 岐阜県が実施している野生いのしし調査において、陽性個体が73事例確認。
(12月12日17時10分現在)
- ・ アフリカ豚コレラが、平成30年8月、アジアで初めて中国で発生し、中国国内で感染が拡大。
- ・ 国内の空港において、平成30年10月、11月と中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出される事例が続発。
- ・ 本県では、「高病原性鳥インフルエンザ等」および「口蹄疫」の防疫体制を整備しているが、豚コレラおよびアフリカ豚コレラの発生リスクが高まっていることから、早急に特定家畜伝染病を対象とした体制に見直す必要あり。

3. 体制見直しのポイント

①現行の「高病原性鳥インフルエンザ等」および「口蹄疫」体制を統合し、対象疾病を特定家畜伝染病に拡大して再構築。

②新たな体制の追加

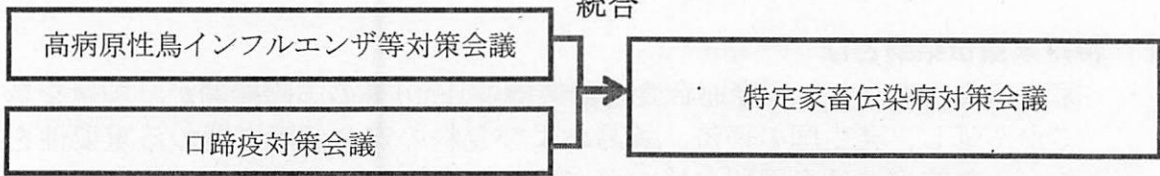
- ・ 「畜産農家等のこころのケアに関する対応」の整備
国の通知に基づく精神保健活動への対応を本庁体制に追加。
- ・ 「野生動物への対応」の整備
口蹄疫等における野生動物への対応を本庁・地方体制に新設。

③見直しの経過

- ・ 平成30年11月27日 高病原性鳥インフルエンザ等および口蹄疫の現行体制を準用した対策会議幹事会(第1回)の開催
- ・ 平成30年12月7日 同対策会議幹事会(第2回)の開催
- ・ 平成30年12月17日 新体制の施行

【平常時】

<現行>

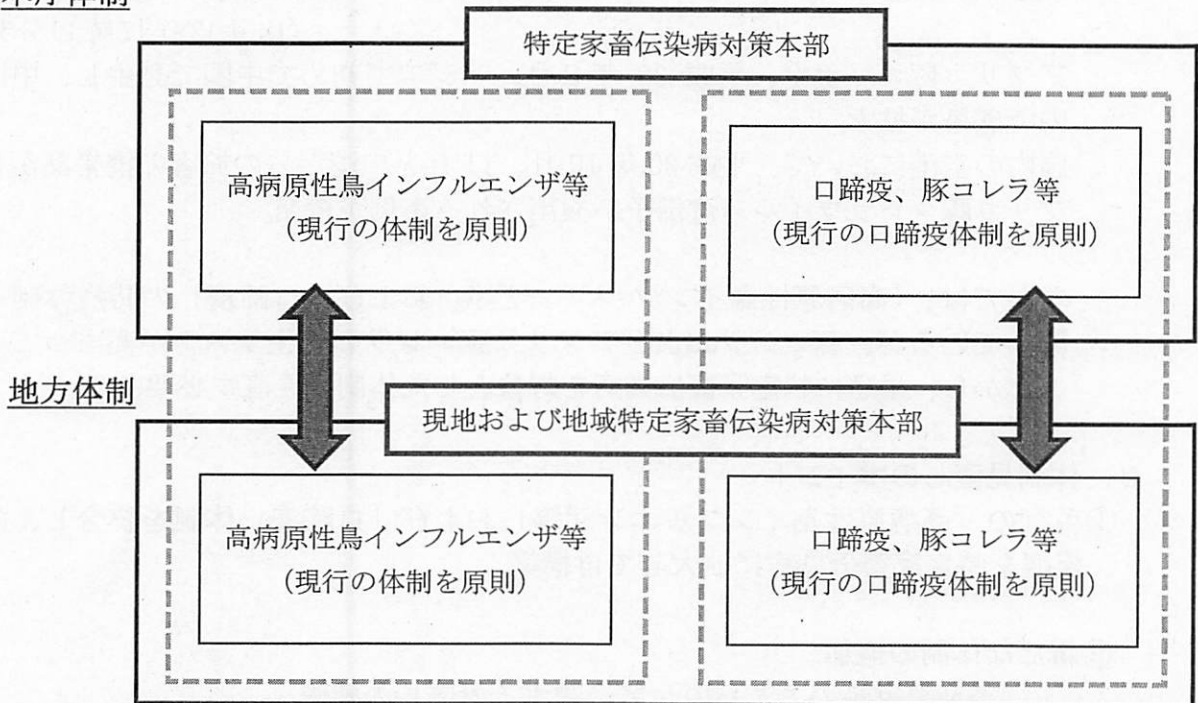


【発生時】

特定家畜伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ等は原則として現行体制、口蹄疫や豚コレラ等の牛、豚の疾病は現行の口蹄疫体制により防疫対応にあたる。

<見直し案>

本庁体制

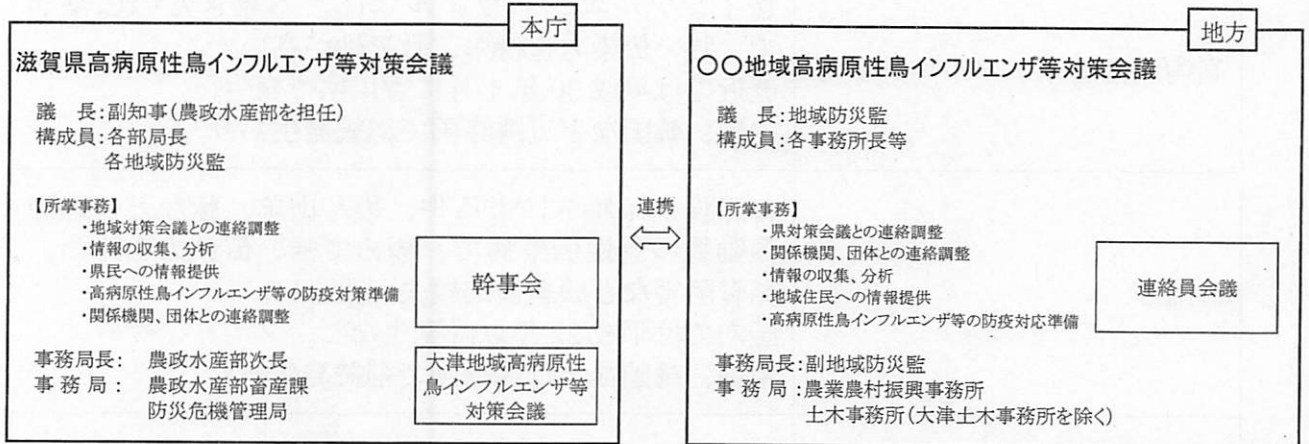


特定家畜伝染病名	疾病等の概要
高病原性鳥インフルエンザ等	鳥インフルエンザウイルスによる家きんの伝染病で、強い伝染力を持ち、致死性が高い。直近では平成 30 年 1 月に香川県で発生。中国、韓国など近隣諸国で継続発生あり。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスによる牛、めん山羊、豚などの偶蹄類動物の急性伝染病で、極めて強い伝染力を持つ。発育障害などの経済的損失が大きい。国内では平成 22 年以降発生なし。中国、韓国など近隣諸国で継続発生あり。
牛海綿状脳症 (BSE)	BSE プリオンを病原体とする牛のプリオン病。世界的に発生頭数が減少しており、国内では平成 22 年以降発生なし。
豚コレラ	豚コレラウイルスによる豚、いのししの伝染病で、強い伝染力を持ち、致死性が高い。治療法はない。国内では平成 4 年の発生を最後に、平成 19 年には清浄国となったが、平成 30 年 9 月に岐阜県で発生。
アフリカ豚コレラ	アフリカ豚コレラウイルスによる豚、いのししの伝染病。有効なワクチンや治療法はない。国内では発生なし。中国で感染拡大中。
牛疫	牛疫ウイルスによる牛、めん山羊、豚などの偶蹄類動物の伝染病。強い伝染力を持ち、致死性が高い。国内では大正 11 年以降発生なく、平成 23 年 6 月に世界的な撲滅が宣言。
牛肺疫	マイコプラズマよる牛、水牛等の致死性の高い急性伝染病。国内では昭和 15 年以降発生なく、アフリカを中心に継続発生。

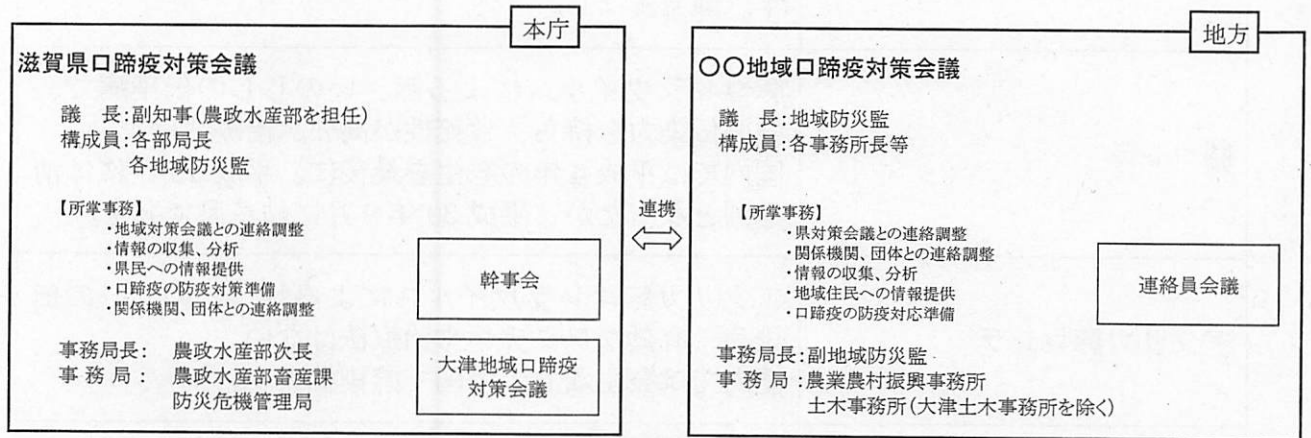
【平常時の体制】

＜現行＞

◇滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策会議

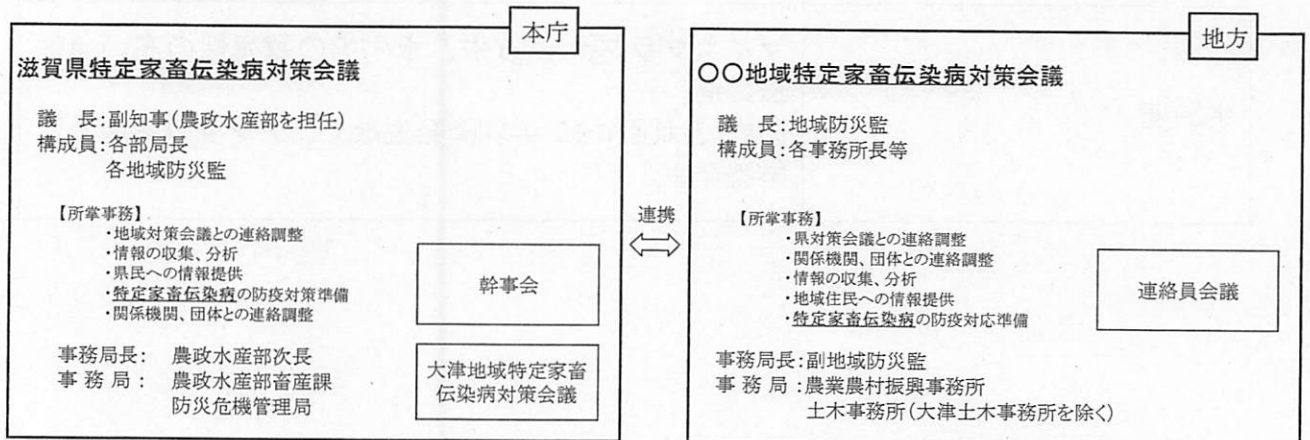


◇滋賀県口蹄疫対策会議



＜見直し案＞

◇滋賀県特定家畜伝染病対策会議



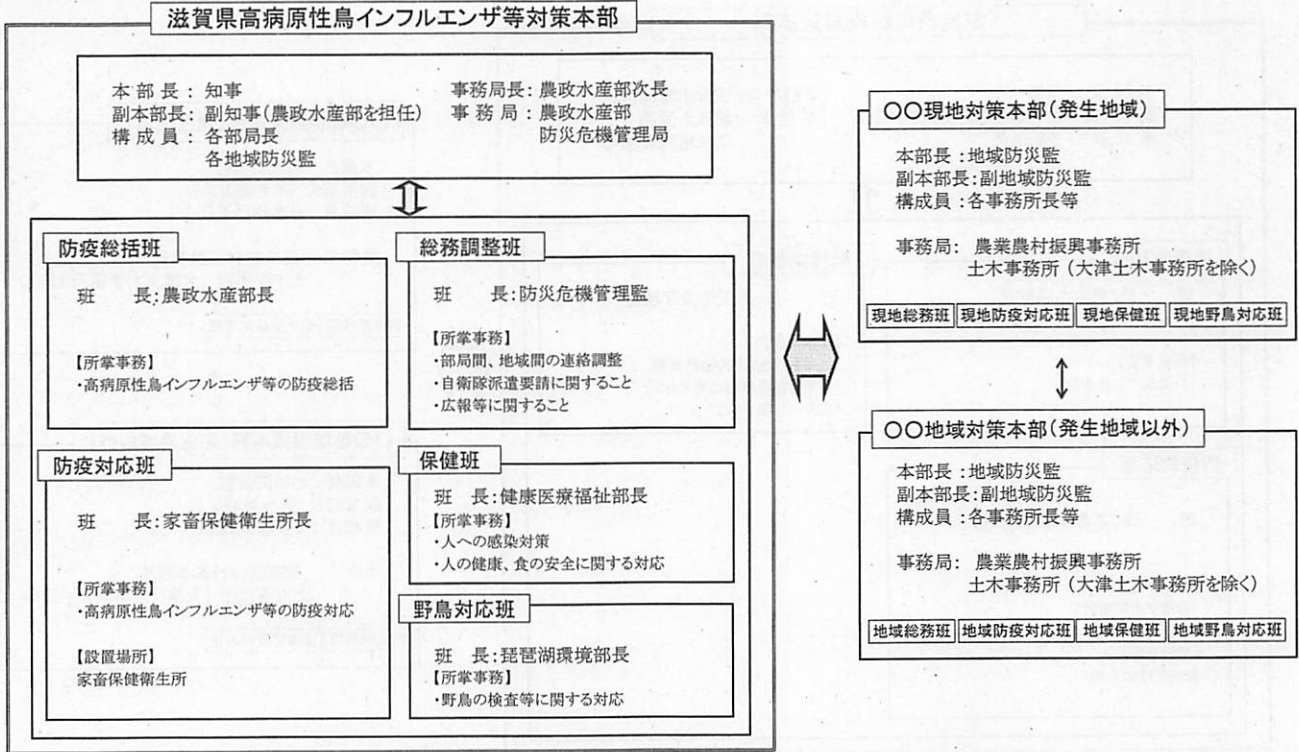
※特定家畜伝染病

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、
 口蹄疫・牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、牛疫、牛肺疫

【発生時の体制】 高病原性鳥インフルエンザ等の場合

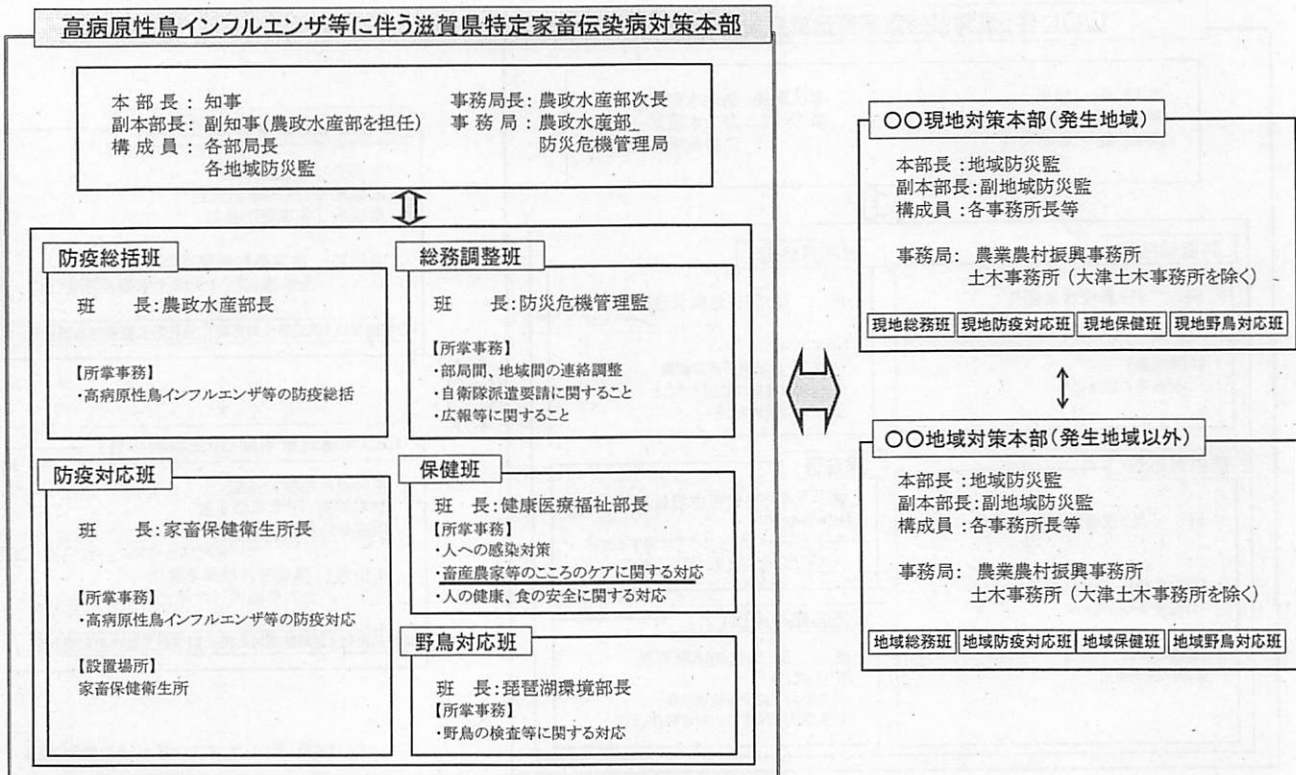
<現行>

◇滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部



<見直し案>

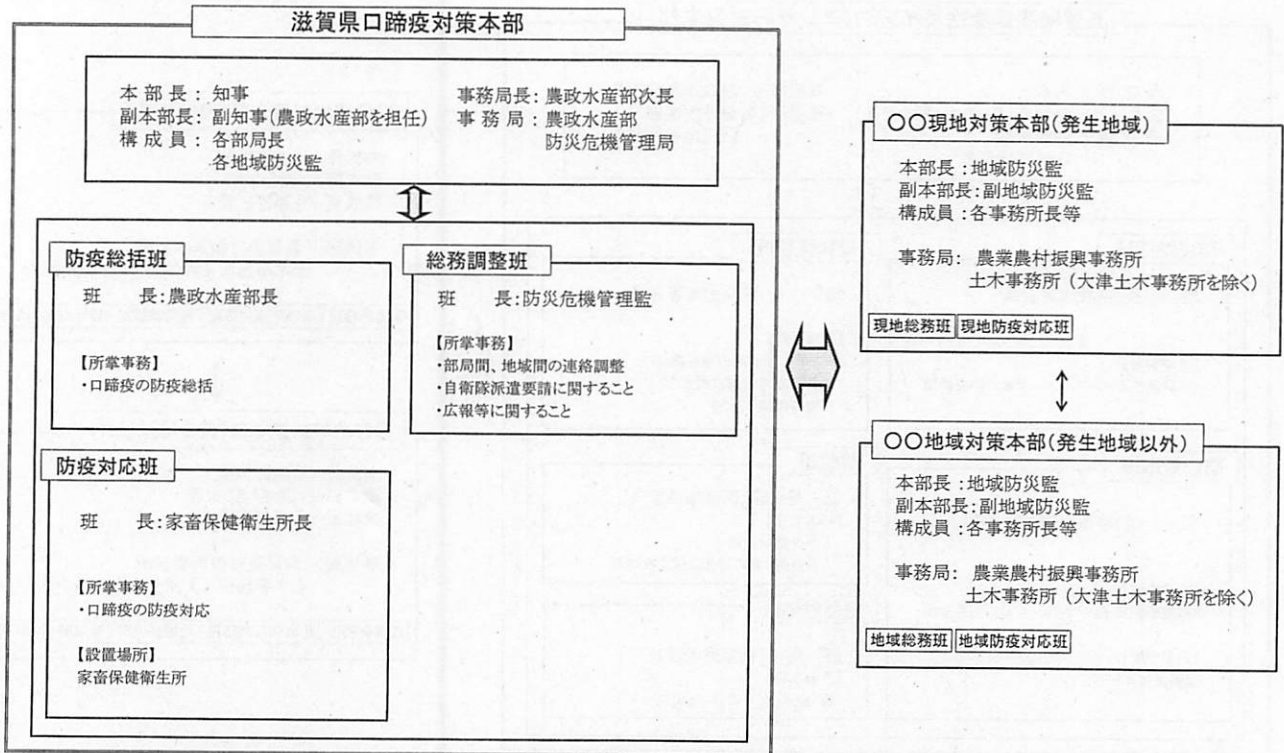
◇滋賀県特定家畜伝染病対策本部



【発生時の体制】 口蹄疫、豚コレラ等の場合

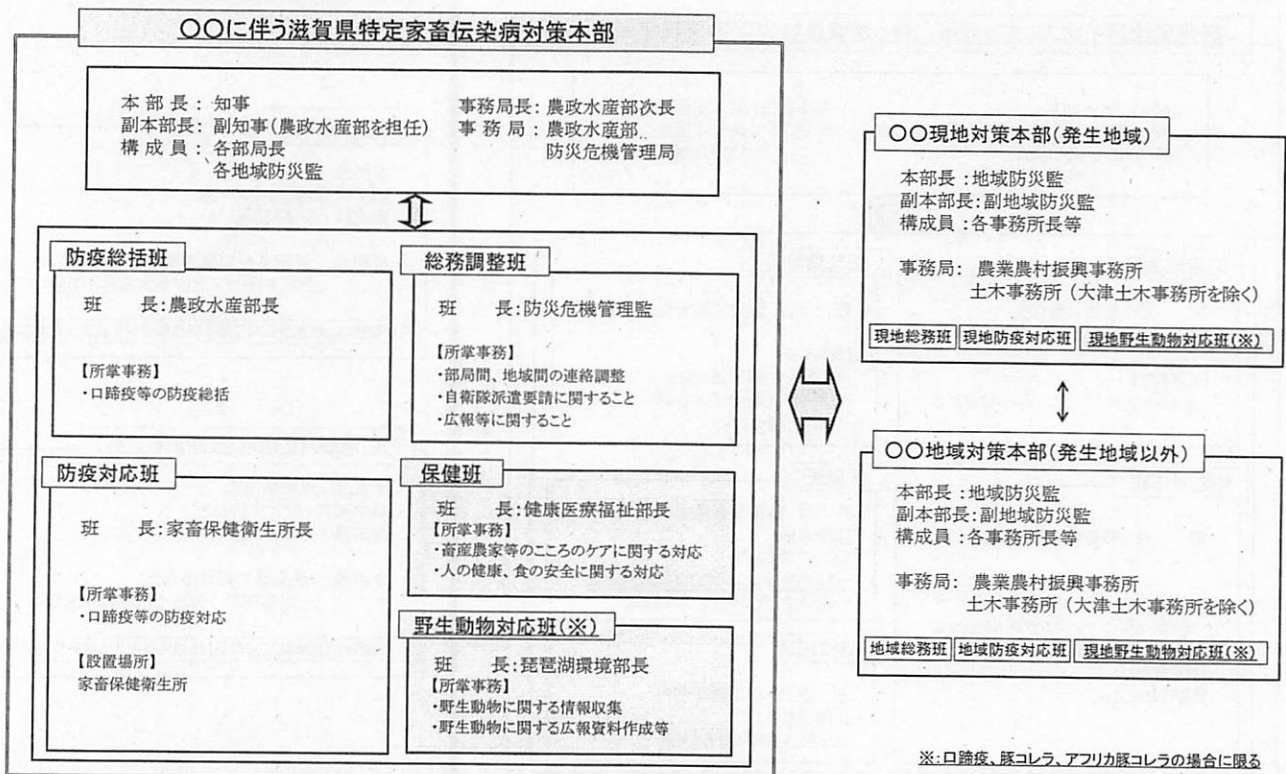
<現行>

◇滋賀県口蹄疫対策本部



<見直し案>

◇滋賀県特定家畜伝染病対策本部



※:口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラの場合に限る

岐阜県における豚コレラの発生状況について

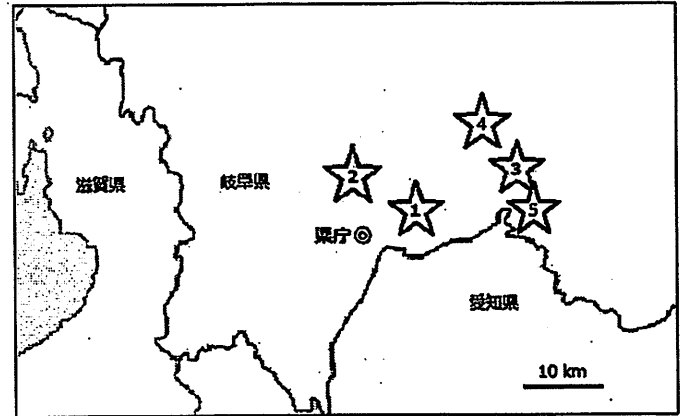
1. 発生状況

● 1 例目

発 生：9月9日 岐阜市
 飼養頭数：繁殖豚79頭、肥育豚531頭
 移動制限解除：10月9日24時

● 2 例目

発 生：11月16日 岐阜市
 施設概要：岐阜市畜産センター（市施設）
 飼養頭数：肥育豚2頭、子豚21頭
 移動制限解除：12月13日24時（予定）



● 3 例目

発 生：12月5日 美濃加茂市
 施設概要：岐阜県畜産研究所（県施設）
 飼養頭数：繁殖豚67頭、子豚424頭
 移動制限解除：平成31年1月4日24時（予定）

● 4 例目

発 生：12月10日 関市
 飼養頭数：いのしし22頭
 移動制限解除：平成31年1月8日24時（予定）

● 5 例目

(1) 農場の概況

所在地：可児市

（岐阜県畜産研究所（3例目）の搬出制限区域内に所在）

施設概要：岐阜県立の岐阜県農業大学校（県施設）

飼養頭数：肥育豚7頭、繁殖豚3頭

(2) 経過

12月14日 3例目発生に伴う岐阜県の定期検査で豚コレラを疑う結果を確認。

12月15日 岐阜県および国機関の検査により豚コレラの患畜と確認。

12月15日 殺処分完了

※「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、発生農場の飼養豚の殺処分および埋却、発生場所の消毒、周辺養豚場の移動制限等、防疫措置を実施

〈野生いのしし〉

9月13日から12月12日まで
73頭陽性（7市町）

※12月12日17時10分現在

※陽性はいずれも調査対象区域内

	検査頭数	検査結果	
		陽性	陰性
捕獲いのしし	462	44	418
死亡いのしし	56	29	27
合計	518	73	445

2 本県の対応

(1) 発生予防対策の徹底

- ・ 県内の豚・いのしし飼養農家、畜産関係団体等に家畜衛生情報を発出し、注意喚起
- ・ 畜産農家に対して直接電話で防疫対策の徹底等を指導

(2) 監視体制強化

死亡野生いのししの検査の実施

※1例目発生後の9月14日以降、6頭実施し、全て陰性を確認

(3) 危機管理体制の再構築

- ・ 口蹄疫および高病原性鳥インフルエンザ等合同幹事会を11月27日および12月7日に開催
- ・ 現行体制を一本化し、豚コレラを含めた特定家畜伝染病に対応できる新体制を12月17日から施行

本県における豚の飼養状況（平成30年2月1日現在）

11農場 3,829頭